


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 25日

大阪府知事 殿

封 付
2-6.25
産指第 号
 大阪府

提出者

住 所 大東市深野南町1番1号

氏 名 株式会社 中北製作所  
代表取締役 宮田 彰久

電話番号 072-871-1331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 中北製作所
事業場の所在地	大東市深野南町1番1号
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	25：はん用機械器具製造業
②事業の規模	製造販売額： 18,874,23万円
③従業員数	503名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙ご参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	排 出 量	3092.10 t	0.63 t
	（これまでに実施した取組） 引火性廃油、使用済み作動油の売却 レンタルウエス使用による、廃ウエスの削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	排 出 量	2937.5 t	0.6 t
	（今後実施する予定の取組） 売却可能廃棄物の模索 減容・炭化設備の検討（木くず、廃プラ）		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 質の良い廃油は分別の上、売却 塗料カスなどに混在していたガラスなどの分別徹底 無機性汚泥、廃油、引火性廃棄物、木くず、ガラスくず、 蛍光灯・水銀灯などの分別保管
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 前年度の取り組みを継続する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
13.78 t	17.35 t	10.23 t	15.52 t

②計画

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
13.1 t	16.5 t	9.7 t	14.7 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦廃電池 (水銀使用製品廃棄物を含む)	⑧木くず	⑨無機性汚泥 (研磨汚泥)	⑩無機性汚泥 (リン酸被膜カス)
0.11 t	59.10 t	5.33 t	2.28 t

②計画

⑦廃電池 (水銀使用製品廃棄物を含む)	⑧木くず	⑨無機性汚泥 (研磨汚泥)	⑩無機性汚泥 (リン酸被膜カス)
0.1 t	56.1 t	5.1 t	2.2 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0.81 t	0.71 t	0.18 t	3218.13 t

②計画

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0.8 t	0.7 t	0.2 t	3057.3 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特に無し。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3076.31 t	0 t
（これまでに実施した取組） 汚泥の脱水施設の点検等を重点実施し、脱水効率を高める濾過槽攪拌軸、濾液分離槽チャッキ弁などの交換を実施			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2922.5 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 濾布の清掃を励行する。 真空ポンプの交換工事を検討する。			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t



## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	3076.31 t

## ②計画

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	⑬ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	2922.5 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特に無し。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
	全処理委託量	15.79 t	0.63 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	15.79 t	0.63 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 新規に取引を行う産廃業者は、処分地視察を行った上で、チェック項目を確認、点数付けし、委託業者を決定 既存の産廃処分業者は、委託基準を遵守しているかを定期的に確認			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

③廃油（水溶性切削油）	④廃プラスチック類	⑤廃油（廃ウエス）	⑥廃油（塗料カス）
13.78 t	17.35 t	10.23 t	15.52 t
0 t	0 t	10.23 t	15.52 t
0 t	17.35 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	10.23 t	15.52 t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0.11 t	59.10 t	5.33 t	2.28 t
0 t	0 t	3.06 t	0 t
0 t	59.10 t	2.27 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	③ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	③ガラスくず	合計
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	③ガラスくず	合計
0.81 t	0.71 t	0.18 t	141.82 t
0.81 t	0.71 t	0 t	30.33 t
0 t	0 t	0 t	95.14 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0.81 t	0.71 t	0 t	27.27 t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	①無機性汚泥（廃水処理汚泥）	②廃油（作動油・潤滑油等）
②計画	全処理委託量		15.0 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量		15.0 t	0.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
新規に委託処分業者を選定する場合は、エコマネジメントシステムを取得している業者を優先的に委託先に選定				
※事務処理欄				

②計画

③廃油 (水溶性切削油)	④廃プラスチック類	⑤廃油 (廃ウエス)	⑥廃油 (塗料カス)
13.1 t	16.5 t	9.7 t	14.7 t
0 t	0 t	9.7 t	14.7 t
0 t	16.5 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	9.7 t	14.7 t

## ②計画

⑦廃電池（水銀使用製品廃棄物を含む）	⑧木くず	⑨無機性汚泥（研磨汚泥）	⑩無機性汚泥（リン酸被膜カス）
0.1 t	56.1 t	5.1 t	2.2 t
0 t	0 t	2.9 t	0 t
0 t	56.1 t	2.2 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t



## ②計画

①無機性汚泥 (工場ピット)	②有機性汚泥 (生活ピット)	③ガラスくず	合計
0.8 t	0.7 t	0.2 t	134.8 t
0.8 t	0.7 t	0 t	28.8 t
0 t	0 t	0 t	90.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0.8 t	0.7 t	0 t	25.9 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物 発生工程フローシート

<p>素材</p>	<p>⑤ 廃油 (油付着ウエス)</p>	<p>⑨ 無機性汚泥 (研磨汚泥)</p>
<p>加工</p>	<p>⑤ 廃油 (油付着ウエス) ③ 廃油 (水溶性切削油)</p>	<p>⑨ 無機性汚泥 (研磨汚泥)</p>
<p>洗浄</p>	<p>⑩ 無機性汚泥 (リン酸被膜カス) ① 無機性汚泥 (廃水処理装置)</p>	
<p>組立</p>	<p>① 無機性汚泥 (廃水処理装置) ② 廃油 (作動油・潤滑油)</p>	<p>⑨ 無機性汚泥 (研磨汚泥) ⑤ 廃油 (油付着ウエス)</p>
<p>検査</p>	<p>① 無機性汚泥 (廃水処理装置) ② 廃油 (作動油・潤滑油)</p>	<p>① 無機性汚泥 (工場ピット) ⑤ 廃油 (油付着ウエス)</p>
<p>塗装</p>	<p>⑤ 廃油 (油付着ウエス)</p>	<p>⑥ 廃油 (塗料カス)</p>
<p>梱包</p>	<p>⑧ 木くず</p>	
<p>出荷</p>		
<p>工場全体</p>	<p>④ 廃プラスチック類 ⑤ 廃油 (油付着ウエス) ⑦ 廃電池 (水銀使用製品産業廃棄物)</p>	<p>⑧ ガラスくず ⑩ 無機性汚泥 (工場ピット) ⑫ 有機性汚泥 (グリストラップ)</p>

作成者: 生産技術課  
作成日: 令和2年6月25日

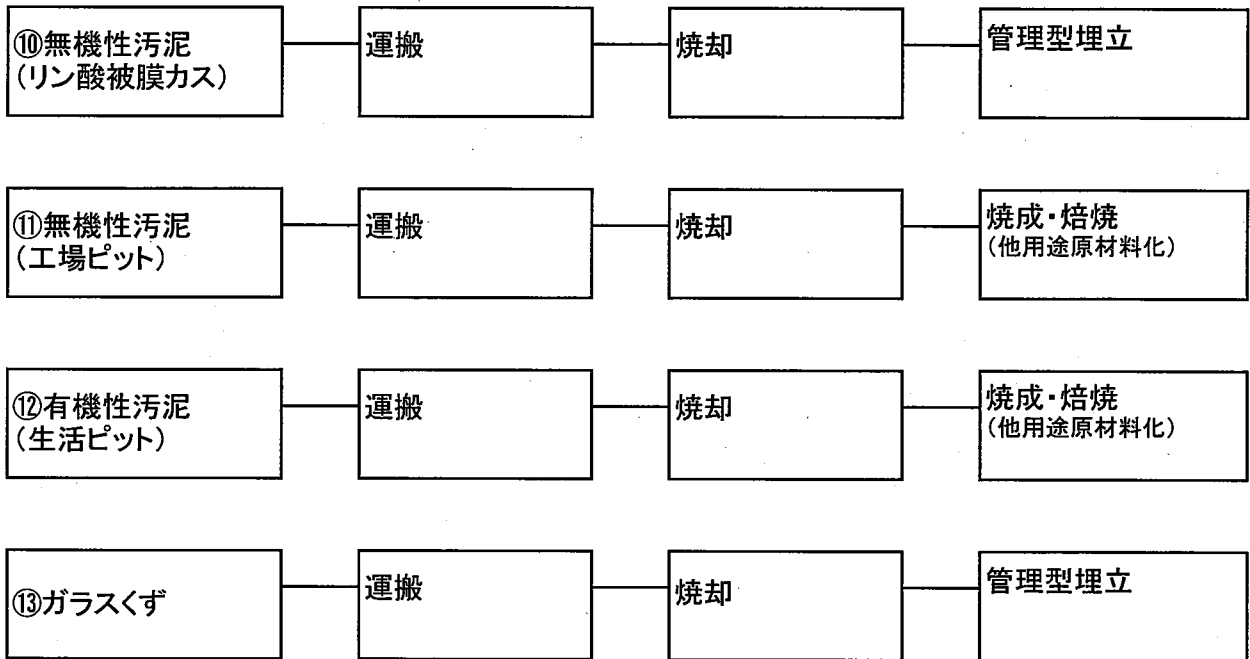
## 産業廃棄物処理フロー



## 産業廃棄物処理フロー

作成者: 生産技術課

作成日: 令和2年6月25日



株式会社 中北製作所  
廃棄物に関する管理体制

作成者:環境事務局  
作成日:令和2年6月25日

廃棄物処理統括責任者		組織・職:総務部 部長
産業廃棄物担当		組織名:工務部 生産技術課、総務部 総務課
役割	環境事務局	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・局長 総務部次長 ・事務局 総務部 総務課係長 ・EA21推進委員 各部署の指名者
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	産業廃棄物処理責任者	○中間処理施設の適正運転の指導、監督並びに帳簿などの確認 ○中間処理施設で処理する原水及び処理水又は、発生した汚泥の分析結果の管理、監督 ○産業廃棄物処理が適正に実施される為の管理、監督
	産業廃棄物処理施設技術管理者	○技術上の基準に係る違反が無い様に、維持管理に従事する他の職員の管理、監督 ○中間処理施設の操作、点検及び補修などの技術的事項の指導 ○中間処理施設の各種測定機器の点検、及び補修の指導、監督
	産業廃棄物管理責任者	○産業廃棄物の排出状況の把握 ○産業廃棄物処理計画の立案 ○適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等)
	特別管理産業廃棄物管理責任者	○上記産業廃棄物管理責任者の役割の内、特別管理産業廃棄物にかかるもの
	一般廃棄物管理者	○一般廃棄物に掛る分別、減量化、適正保管などの管理、監督

廃棄物に関する管理の実施体制図

